

「農業委員会法改正 5 年後調査」の結果公表について

農業委員会法の改正は、平成 27 年の第 189 回国会で改正されました。改正法案は農業委員会と農業協同組合法などの改正を含む一括法「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により成立しました。同法の第 51 条第 2 項の条文は以下の通りとなっています。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第 51 条第 2 項

第 51 条 （自主的な取組の促進及び検討）

— 中略 —

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

改正された農業委員会法は平成 28 年 4 月 1 日施行され、その 5 年後である令和 2 年に改正法の実施状況を踏まえた検討が行われると定められました。

このため農業委員会組織は、令和 2 年にこの 5 年後検討を見据えて全国 1,702 の農業委員会に「農業委員会法改正 5 年後調査」と題するアンケートを実施して意見集約を行ってきたところです。

同調査の結果を以下の通り公表します。

記

1. 実施時期

令和 2 年 10 月～令和 2 年 12 月

2. 回答数（率）

1,702（100%）

3. 調査結果

①農業委員会法改正 5 年後調査 概要版（P. 1～15）

②農業委員会法改正 5 年後調査 詳細版（P. 16～32）

以上

農業委員会法改正5年後調査 概要版

令和3年5月25日

(一社) 全国農業会議所

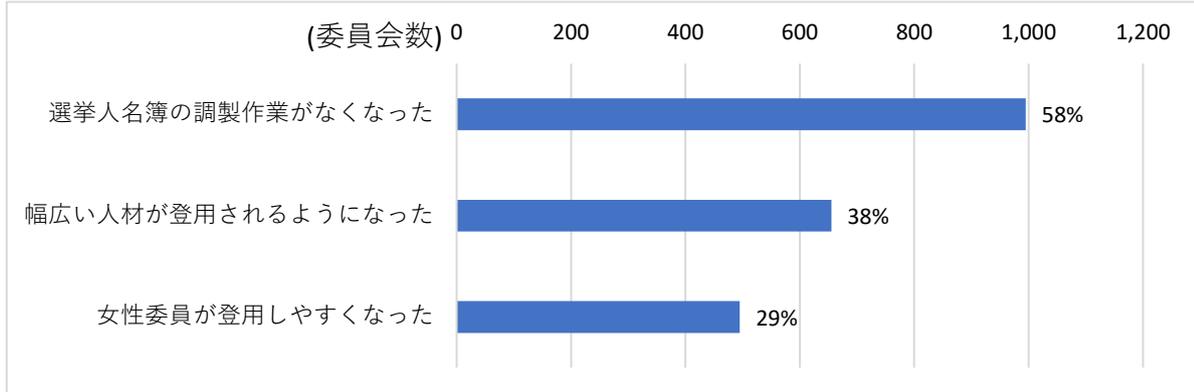
以下、各設問で回答の多い3つを抽出

回答委員会数：1702

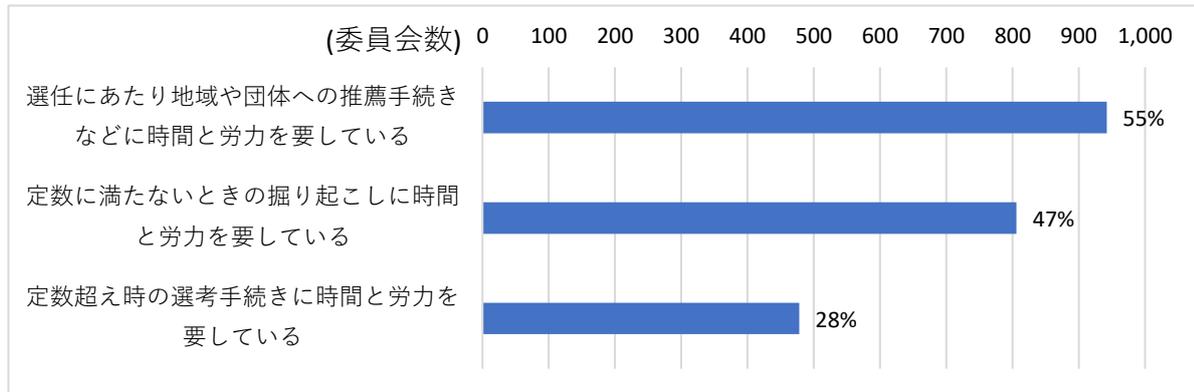
《農業委員会制度の改正点について》

1. 農業委員の選任方法（公選制→選任制）

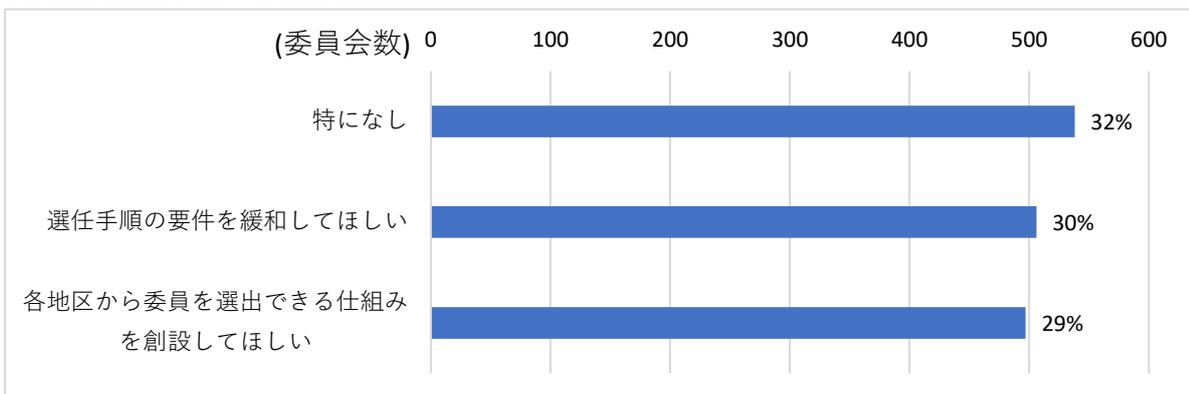
<評価できること>



<課題となっていること>

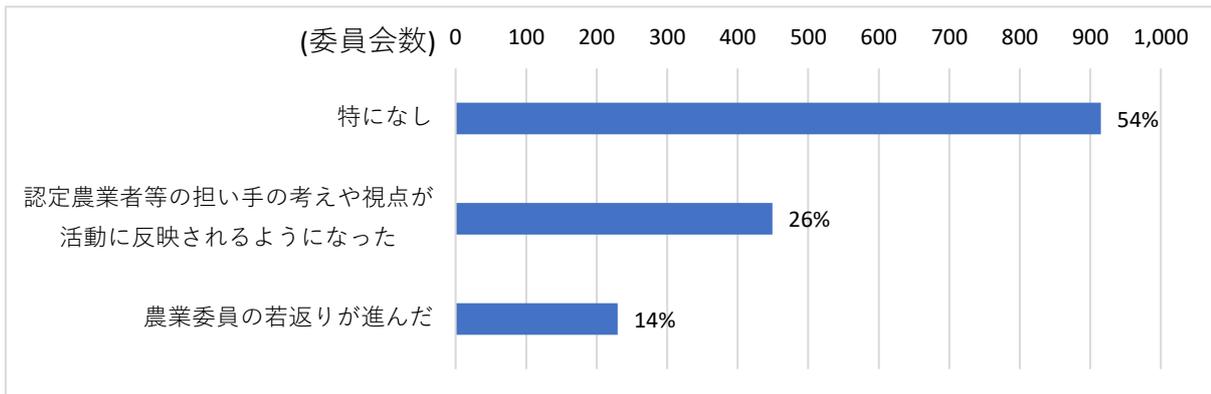


<制度改正や運用改善の要望>

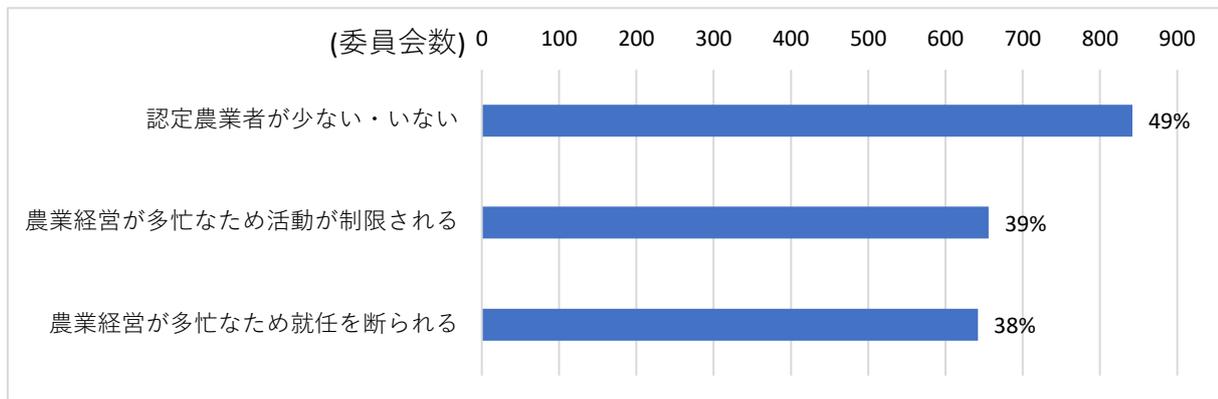


2. 認定農業者の過半要件

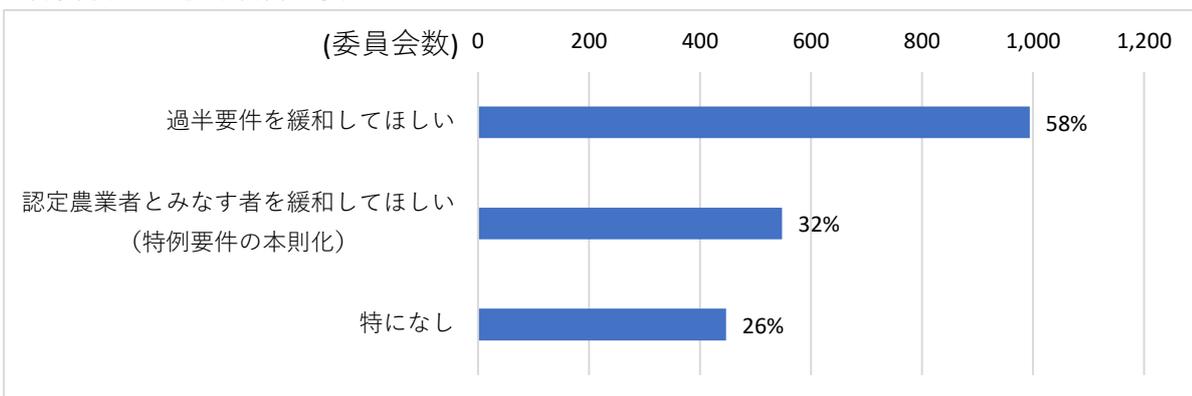
<評価できること>



<課題となっていること>

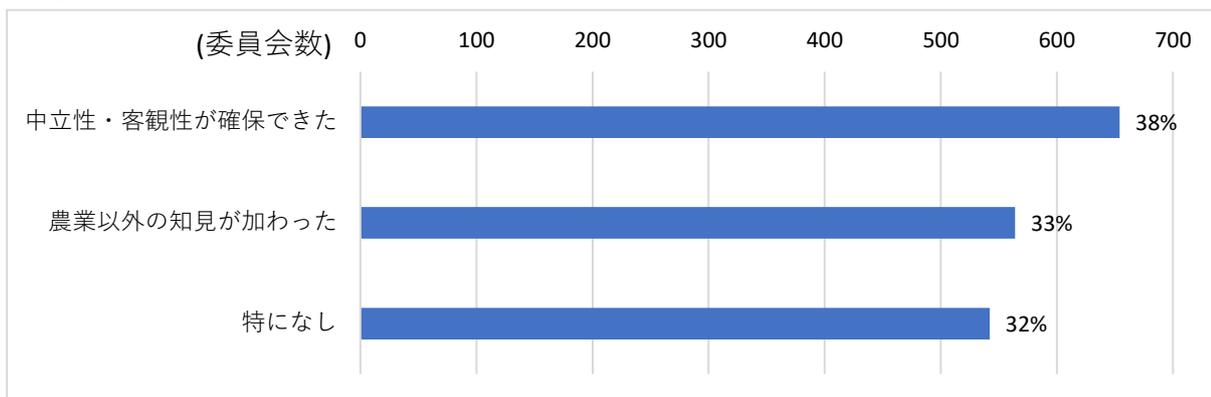


<制度改正や運用改善の要望>

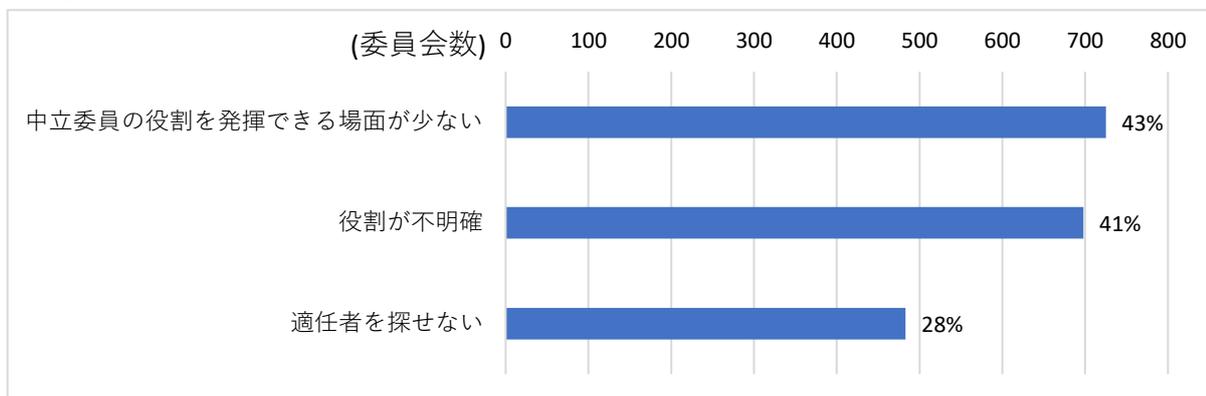


3. 利害関係を有しない者（中立委員）の設置

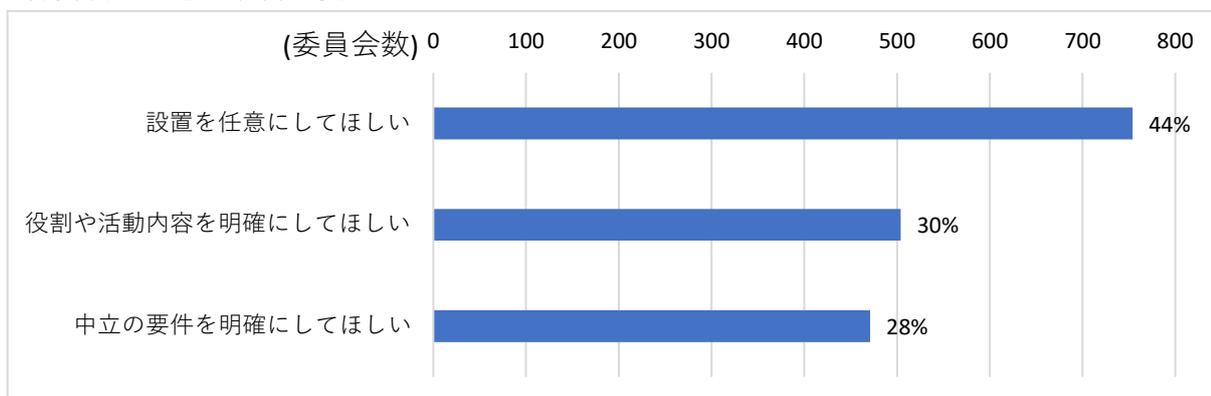
<評価できること>



<課題となっていること>



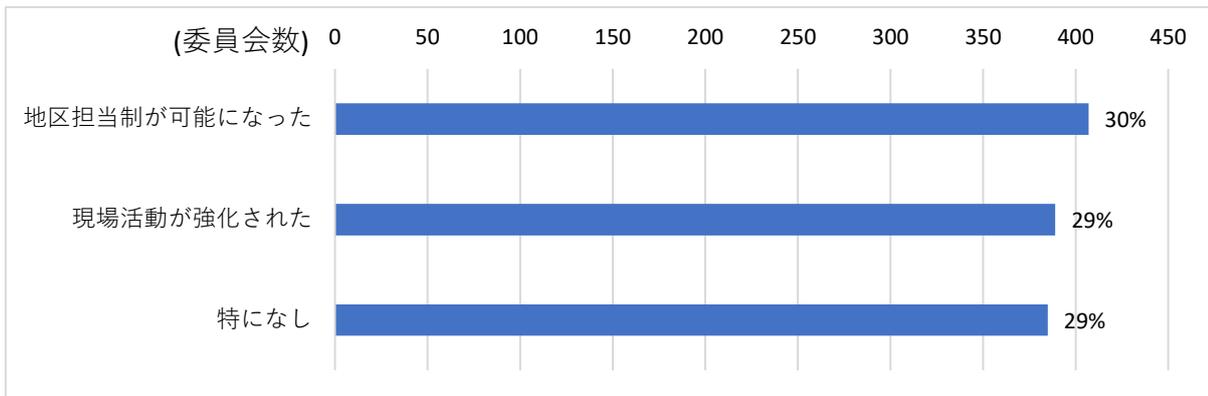
<制度改正や運用改善の要望>



4. 推進委員の設置

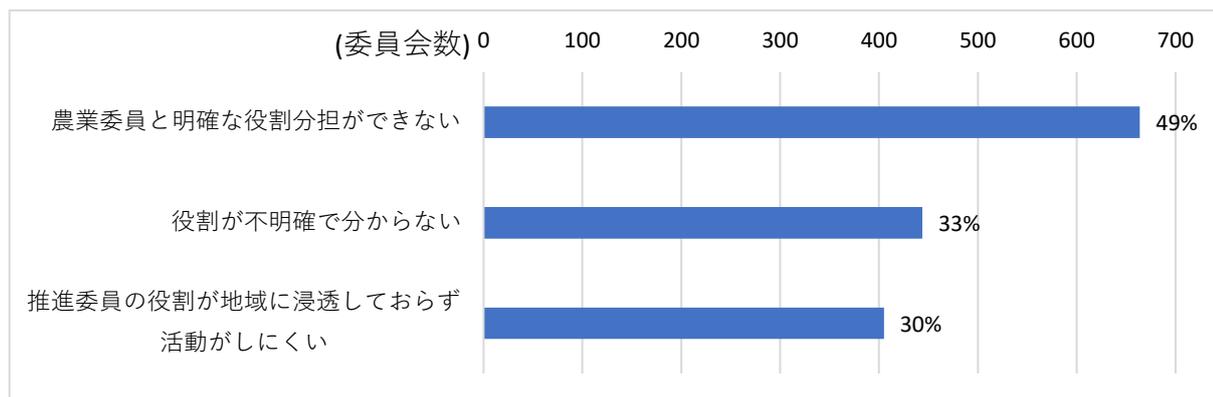
<評価できること>

回答委員会数： 1338



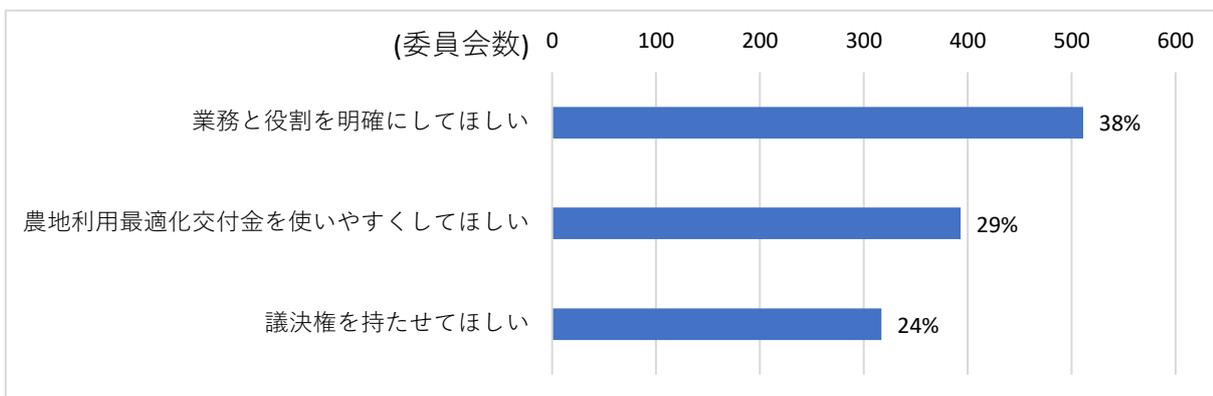
<課題となっていること>

回答委員会数： 1343



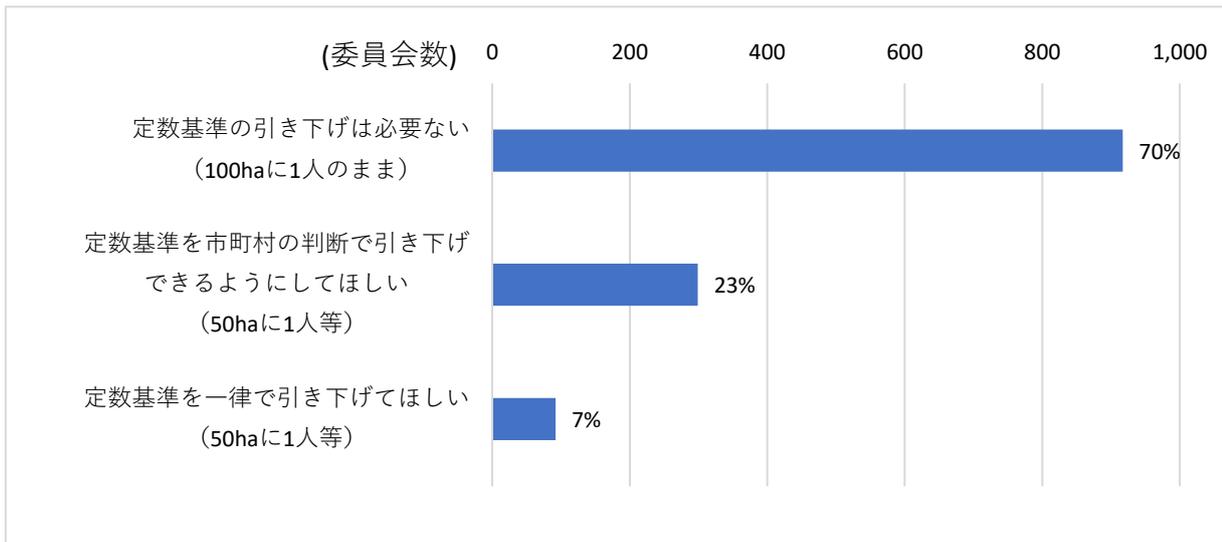
<制度改正や運用改善の要望－推進委員の設置について－>

回答委員会数： 1339



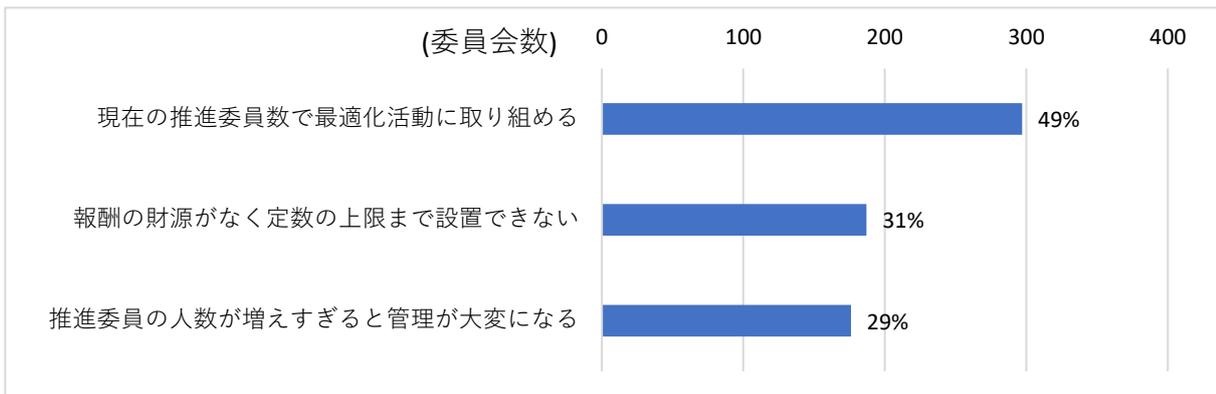
< 制度改正や運用改善の要望 - 100haに1人の定数基準について - >

回答委員会数： 1318



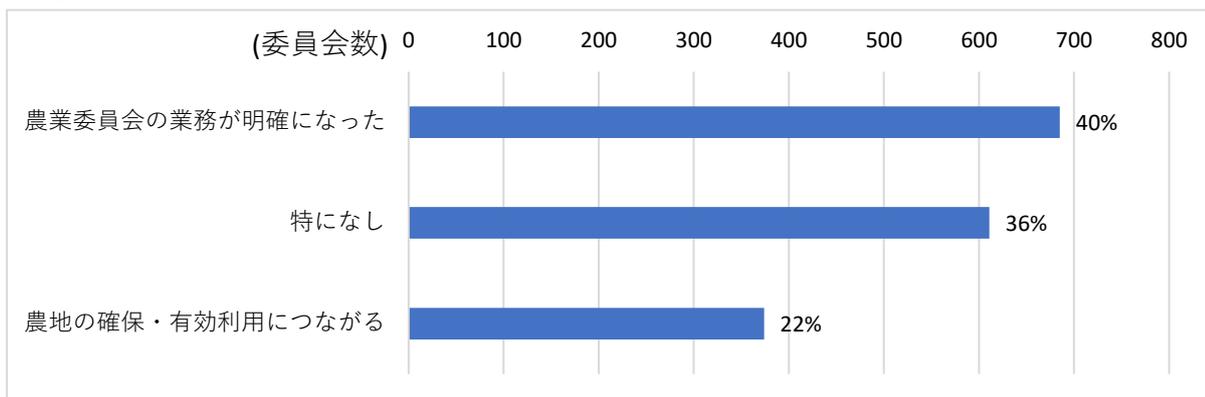
< 定数の上限までおいていない理由 >

回答委員会数： 610

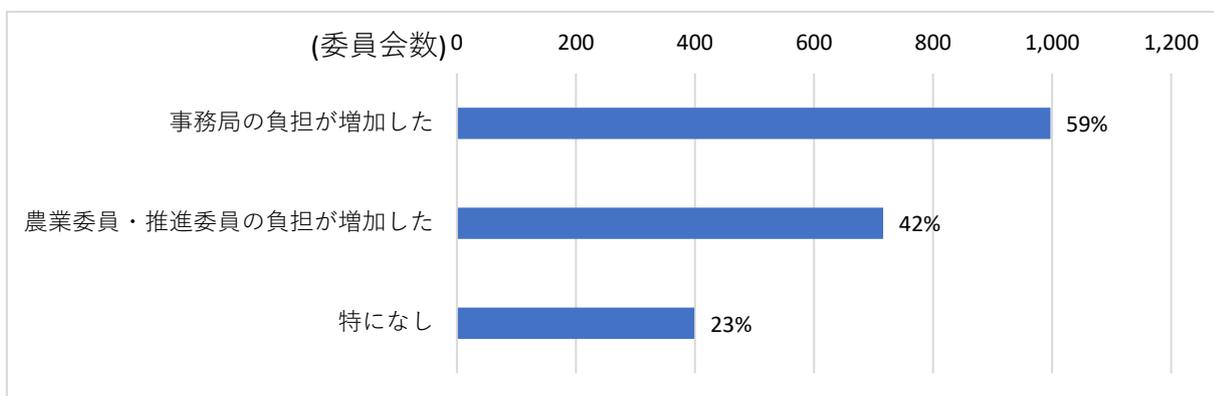


5. 農地利用の最適化業務の法定化

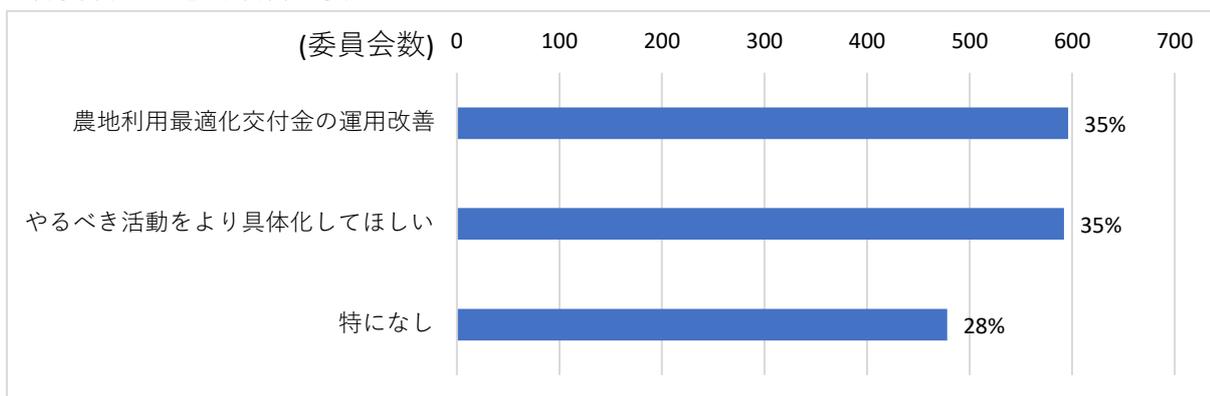
<評価できること>



<課題となっていること>



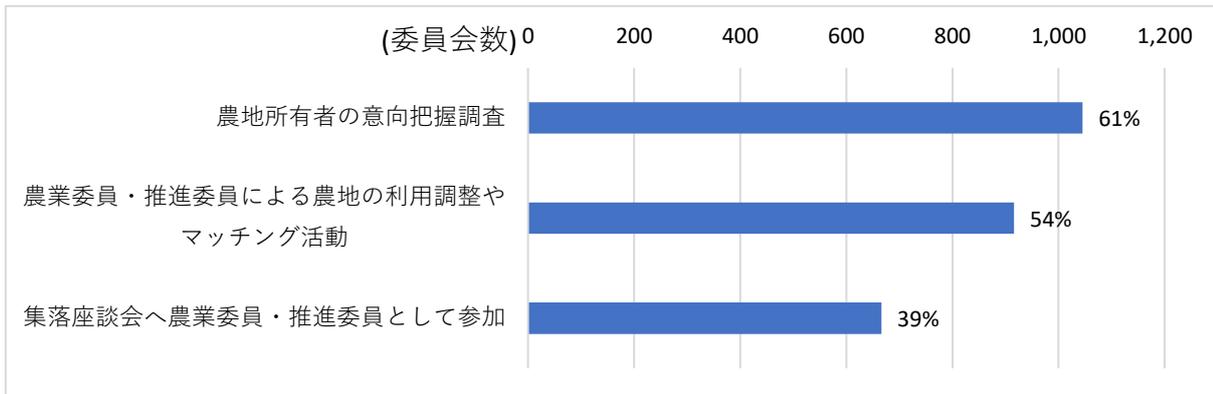
<制度改正や運用改善の要望>



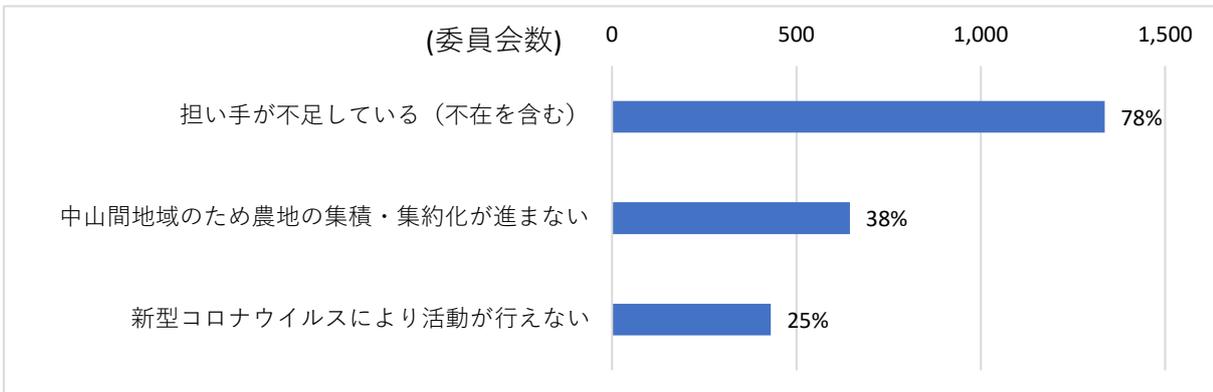
《農地利用の最適化活動について》

6. 農地の集積・集約化について

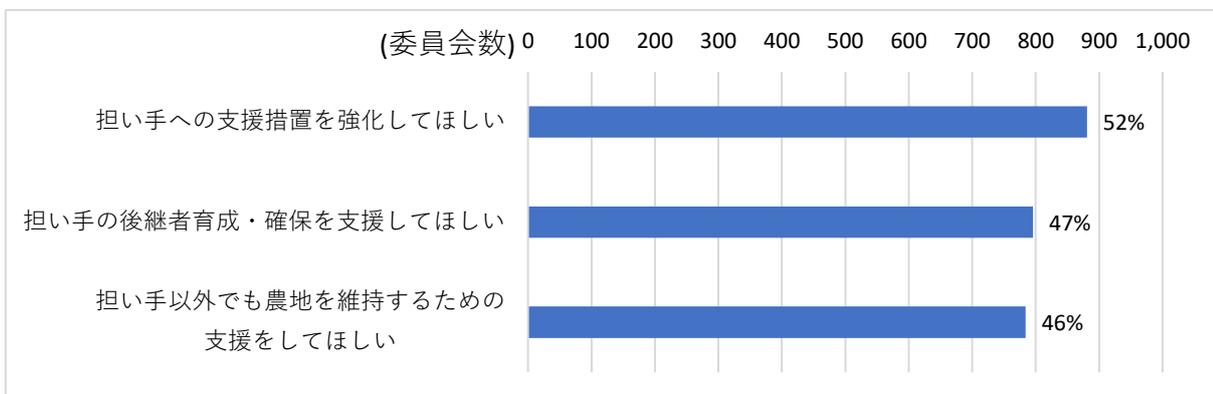
<取り組んでいること>



<課題となっていること>

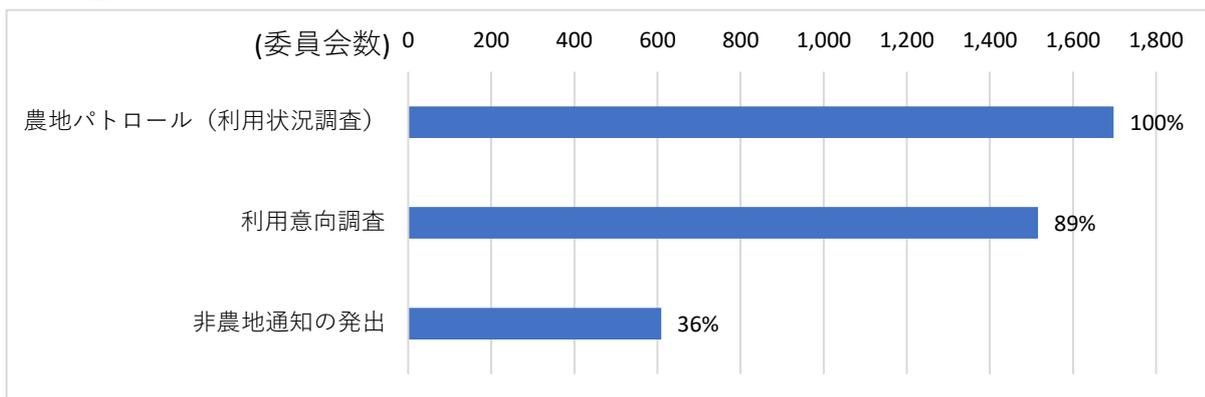


<制度改正や運用改善の要望>

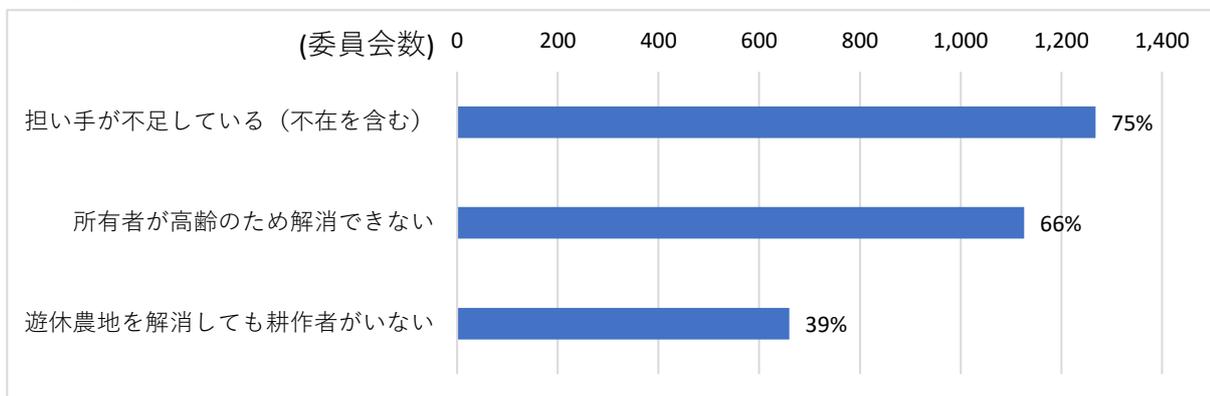


7. 遊休農地対策について

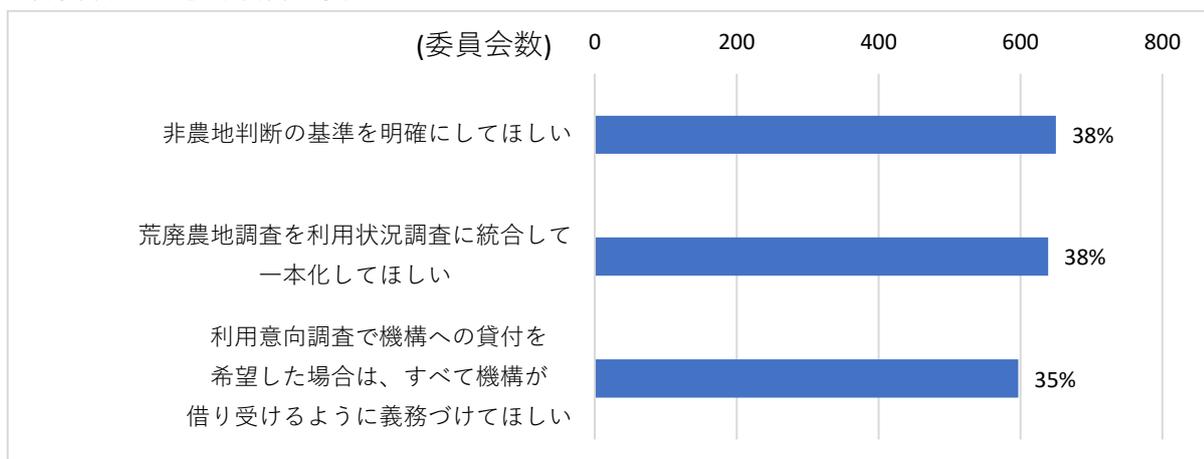
<取り組んでいること>



<課題となっていること>

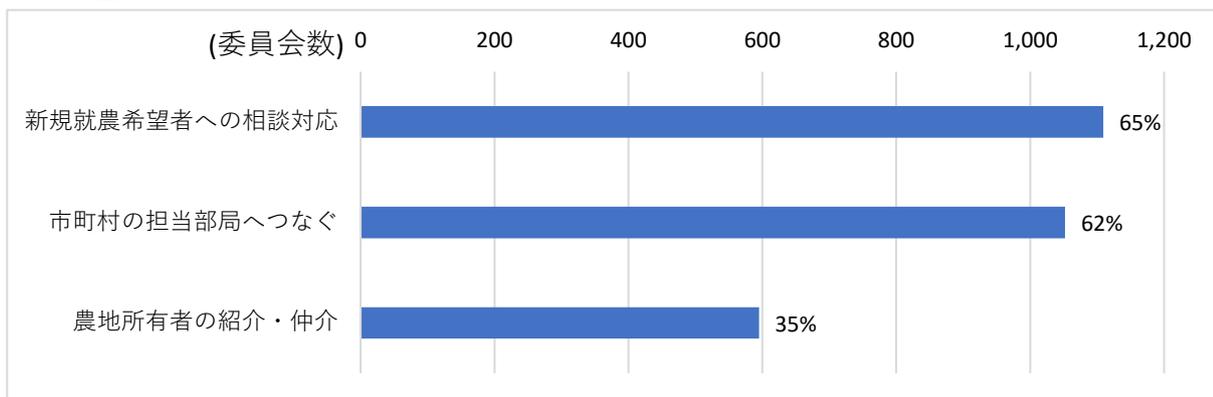


<制度改正や運用改善の要望>

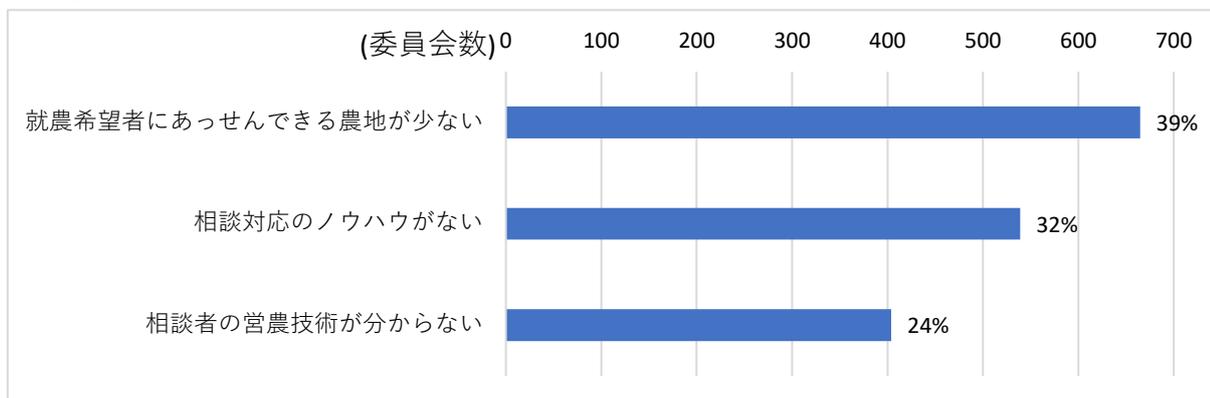


8. 新規就農支援について

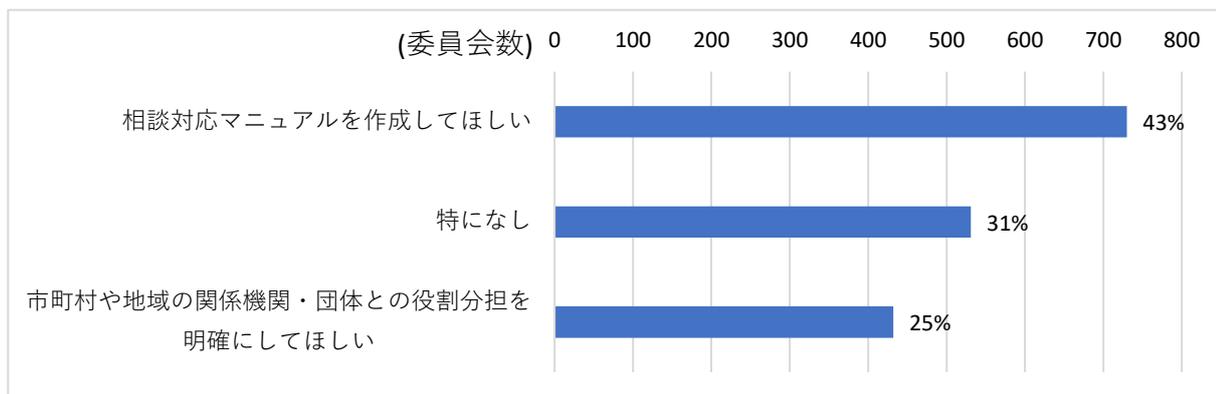
<取り組んでいること>



<課題となっていること>

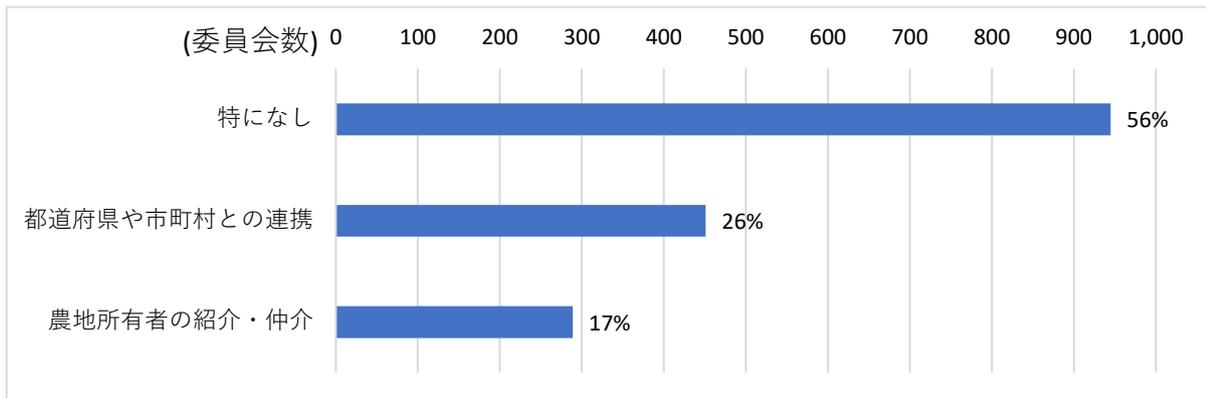


<制度改正や運用改善の要望>

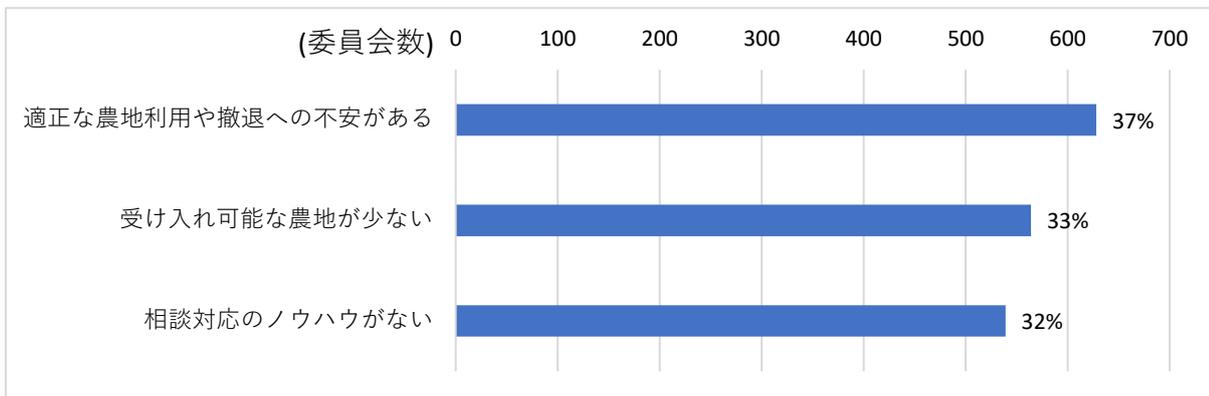


9. 企業の農業参入支援について

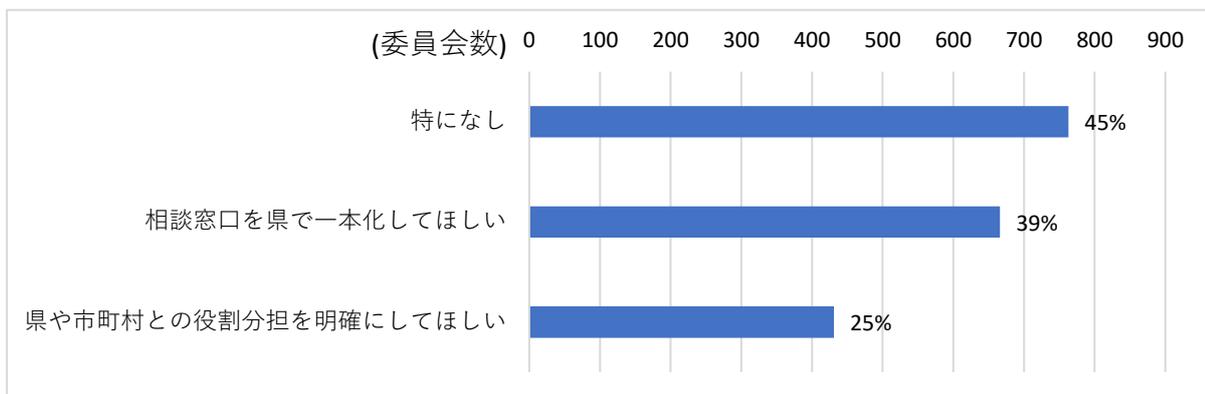
<取り組んでいること>



<課題となっていること>



<制度改正や運用改善の要望>

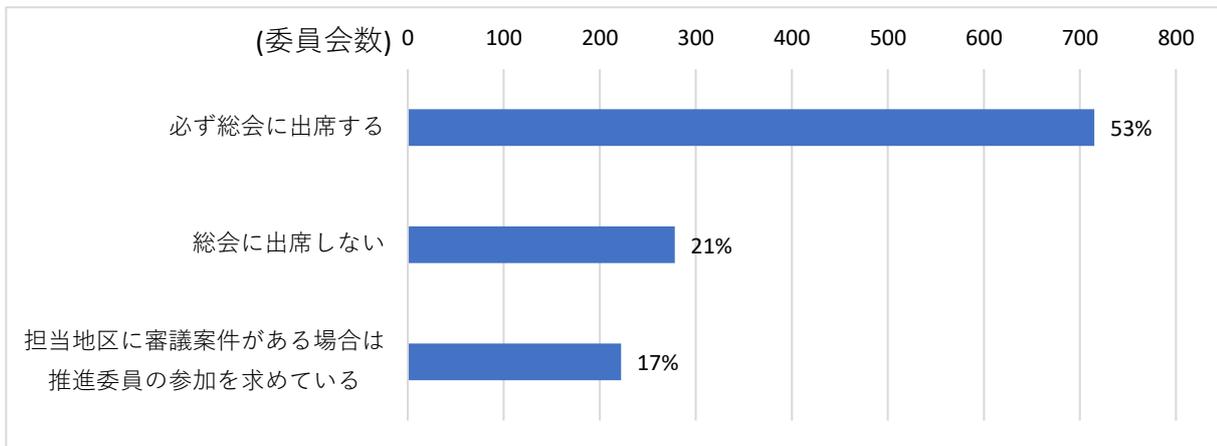


《その他の取り組みについて》

10. 農業委員と推進委員の連携について

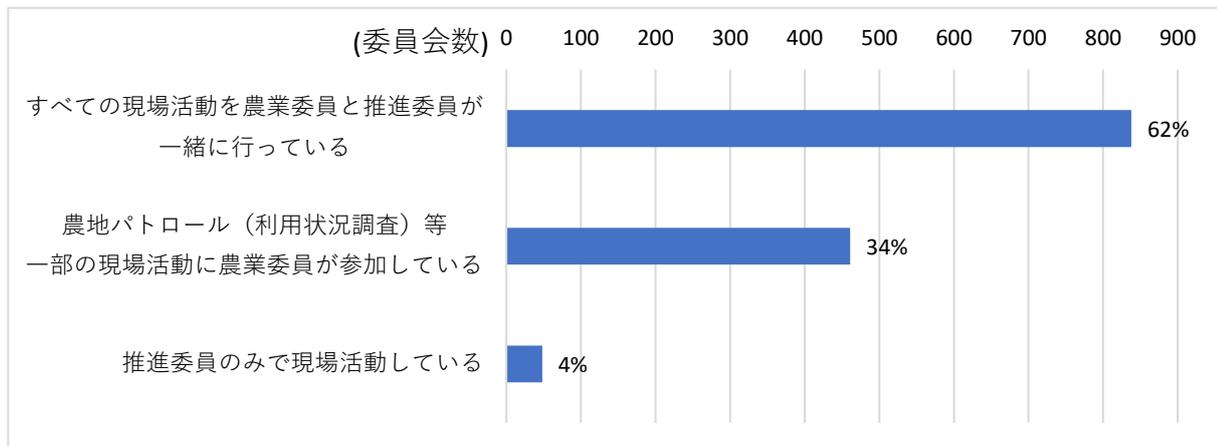
< 推進委員の総会出席 >

回答委員会数： 1345



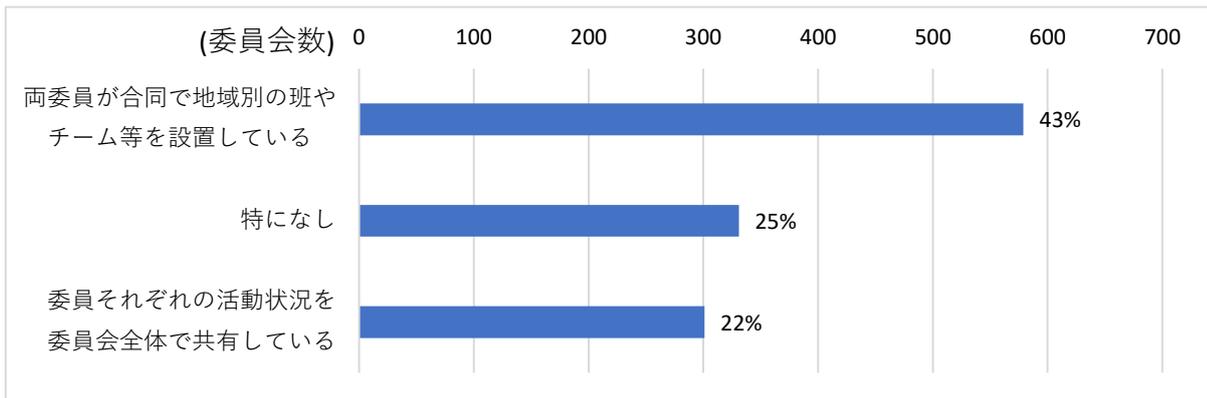
< 現場活動 >

回答委員会数： 1343



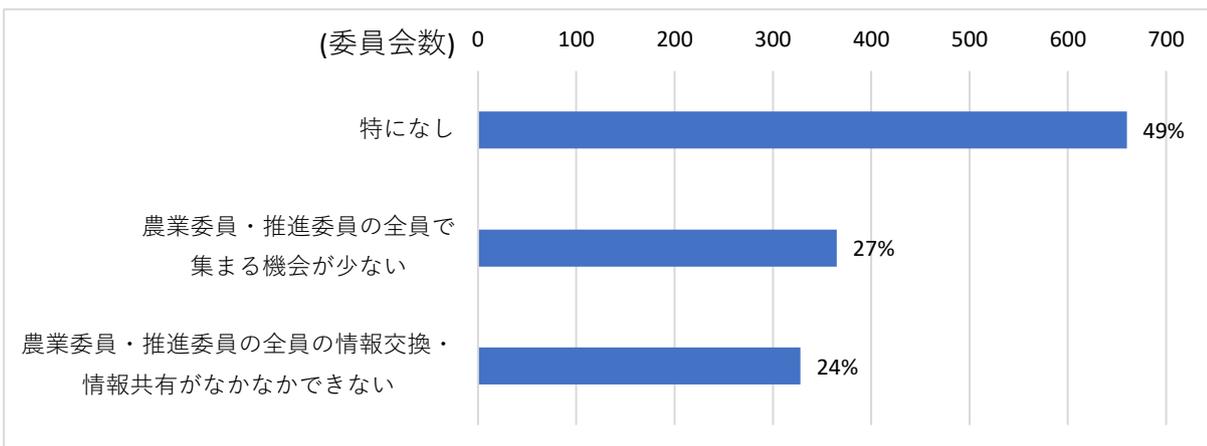
<連携のための取り組み>

回答委員会数： 1345



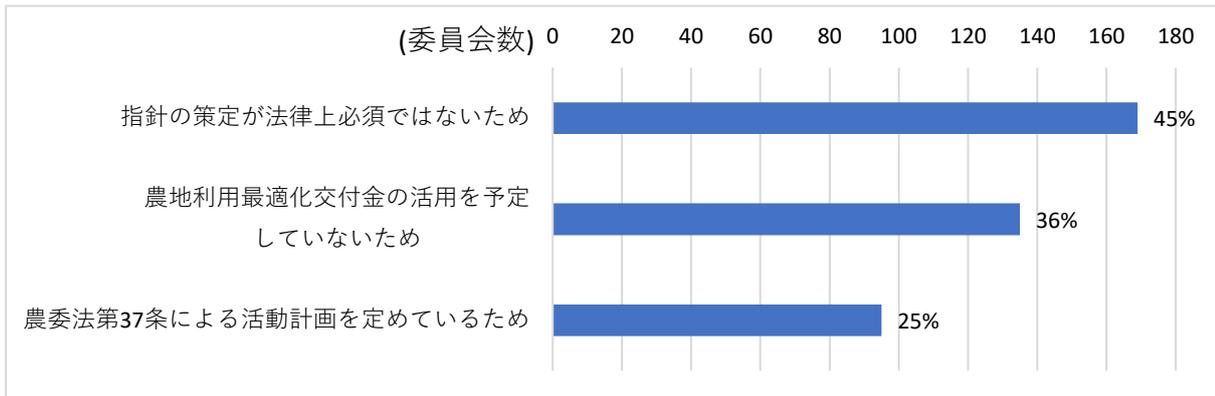
<課題となっていること>

回答委員会数： 1345



11. 農委法第7条による「農地利用最適化の指針」を定めていない理由

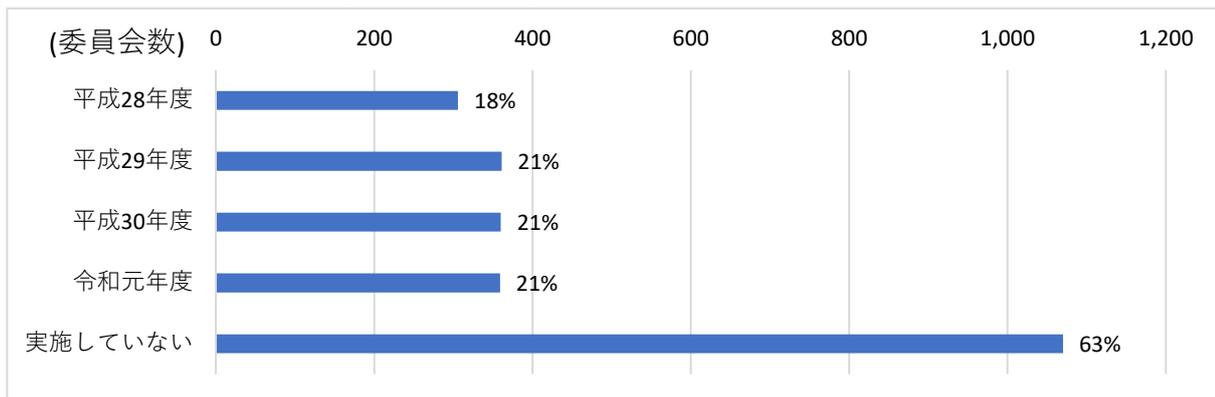
回答委員会数： 373



12. 意見の提出（農業委員会法第38条に基づく農地等利用最適化推進施策の改善意見）

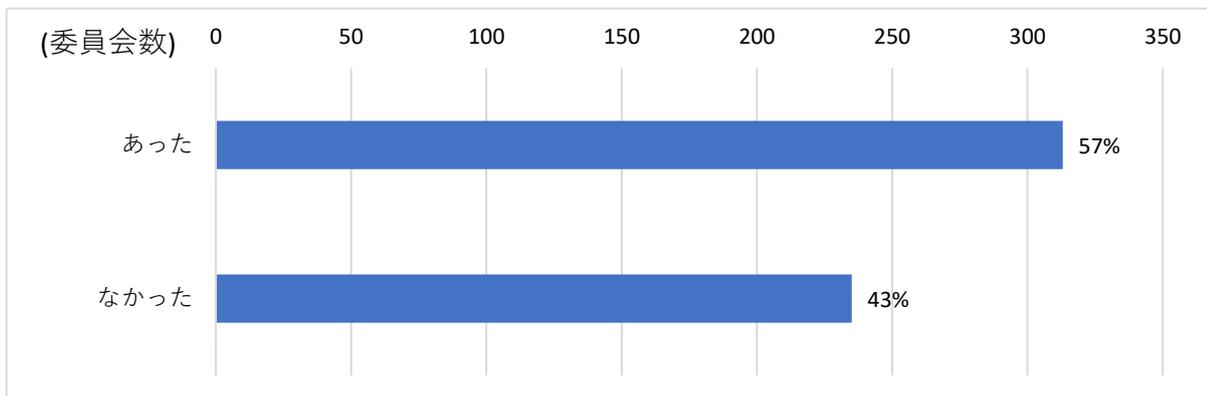
について

<実施の有無について>（実施した年度）



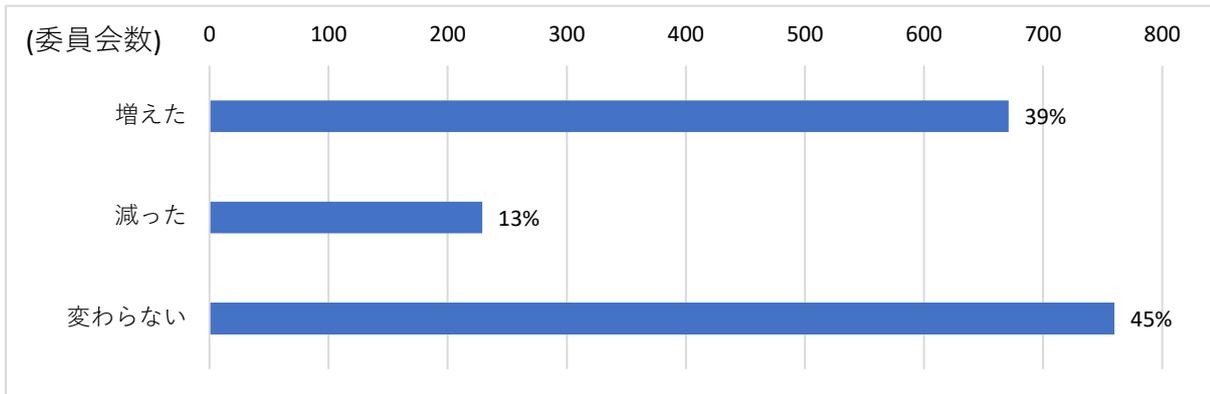
<4年間で1回でも実施している場合、意見に対する回答の有無>

回答委員会数： 548

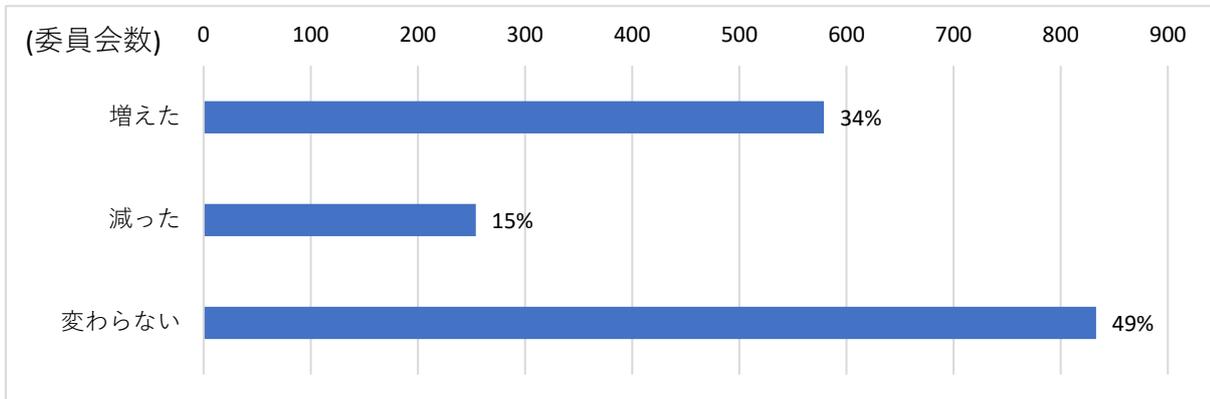


13. 農業委員会の予算（運営経費）について

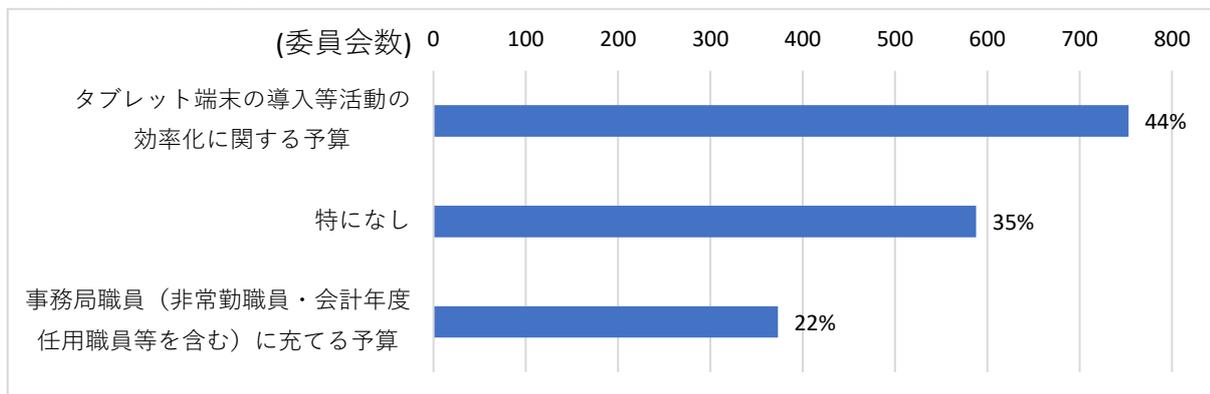
<新制度移行前と比較した現在の状況>



<新制度移行前と比較した市町村費の状況>

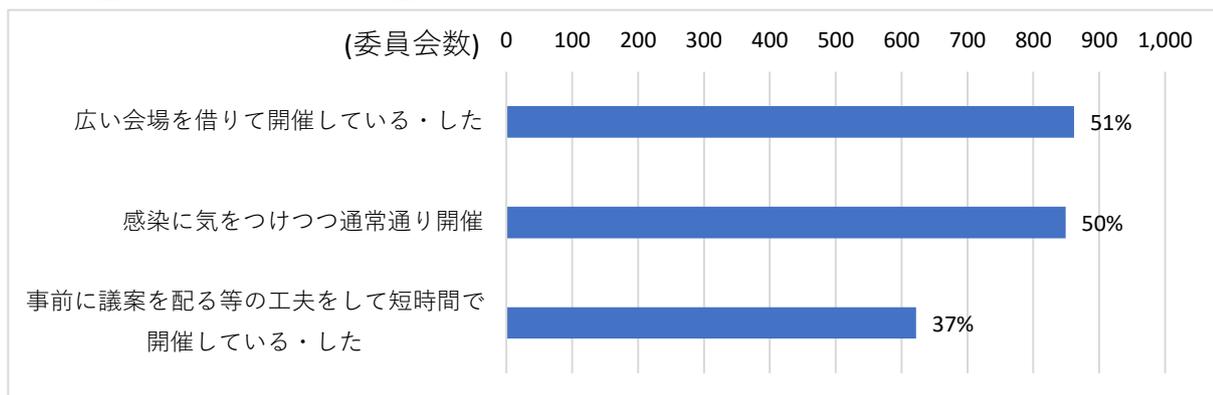


<不足している予算>

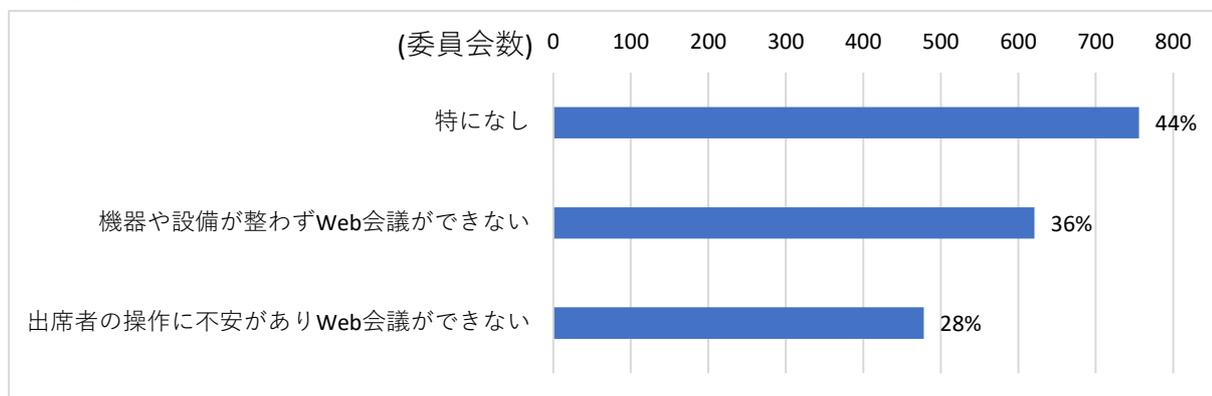


14. コロナ禍での総会運営について

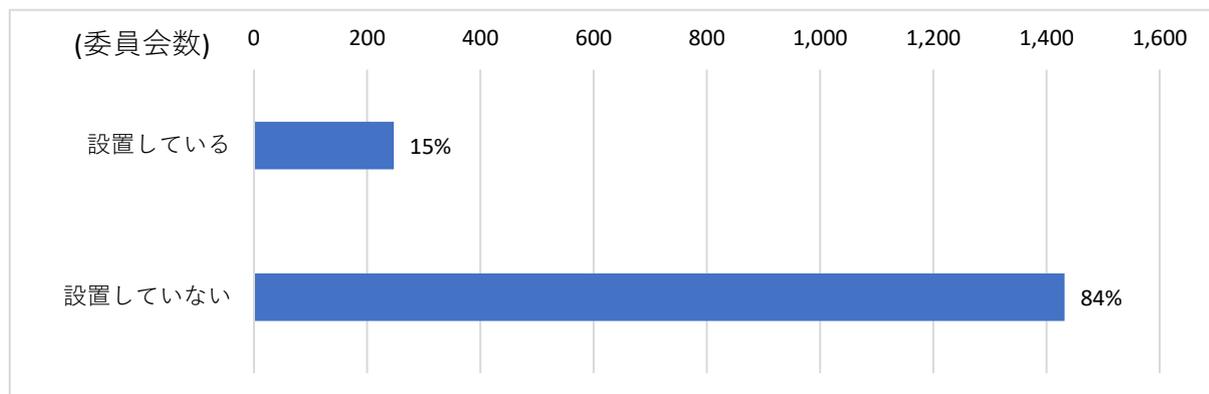
<取り組んでいること・取り組んだこと>



<課題となっていること>



15. 農業委員会法第16条に基づく部会の設置の有無



農業委員会法改正5年後調査 詳細版

回答委員会数：1702

設問	選択肢	回答数	回答率
Q1. ※該当するすべての項目にチェックしてください 1.農業委員会の選任方法（公選制→選任性） <評価できること>	選挙人名簿の調製作業がなくなった	995	58%
	幅広い人材が登用されるようになった	655	38%
	女性委員が登用しやすくなった	495	29%
	意欲ある人が選ばれるようになった	445	26%
	選任過程が透明化した	405	24%
	若手の委員が登用しやすくなった	375	22%
	特になし	187	11%
	委員会活動が活性化した	187	11%
Q2. ※該当するすべての項目にチェックしてください 1.農業委員会の選任方法（公選制→選任性） <課題となっていること>	選任にあたり地域や団体への推薦手続きなどに時間と労力を要している	942	55%
	定数に満たないときの掘り起こしに時間と労力を要している	806	47%
	定数超え時の選考手続きに時間と労力を要している	478	28%
	適性があるとは思えない人が応募するようになった	363	21%
	選挙人名簿の調製がなくなり農業者の実態が把握しにくくなった	298	18%
	特になし	197	12%
	農業委員の位置づけ低下と捉えられる	186	11%
	地域との繋がりが希薄になった	162	10%
	女性委員の登用が難しくなった	158	9%
	適任者であっても議会で不同意となることがある	67	4%
Q3. ※該当するすべての項目にチェックしてください 1.農業委員会の選任方法（公選制→選任性） <制度改正や運用改善の要望>	特になし	538	32%
	選任手順の要件を緩和してほしい	506	30%
	各地区から委員を選出できる仕組みを創設してほしい	497	29%
	選任の基準を明確にほしい	365	21%
	委員の任期を長期化してほしい	254	15%
	活動の継続性のため、参議院議員のように半数の入れ替え制にほしい	157	9%
	女性枠を義務づけてほしい	135	8%
	年齢・性別の基準を明確にほしい	121	7%
	50歳以下等の若手枠を義務づけてほしい	112	7%
	再任の回数に上限を設けてほしい	61	4%

Q4. ※該当するすべての項目にチェックしてください 2. 認定農業者の過半要件 ＜評価できること＞	特になし	915	54%
	認定農業者等の担い手の考えや視点が活動に反映されるようになった	449	26%
	農業委員の若返りが進んだ	230	14%
	委員会や委員への地域の信用・信頼が高まった	160	9%
	現場活動が活性化した	154	9%
	総会が活性化した	140	8%
Q5. ※該当するすべての項目にチェックしてください 2. 認定農業者の過半要件 ＜課題となっていること＞	認定農業者が少ない・いない	842	49%
	農業経営が多忙なため活動が制限される	656	39%
	農業経営が多忙なため就任を断られる	642	38%
	特になし	347	20%
	委員の出身地域に偏りが生じている	287	17%
	兼業農家や中小農家の意見が反映されづらくなった	112	7%
	借受の当事者のため周囲の理解を得られない	40	2%
Q6. ※該当するすべての項目にチェックしてください 2. 認定農業者の過半要件 ＜制度改正や運用改善要望＞	過半要件を緩和してほしい	994	58%
	認定農業者とみなす者を緩和してほしい（特例要件の本則化）	548	32%
	特になし	447	26%
	委員就任に理解が得られる報酬水準を義務づけてほしい	247	15%

Q7. ※該当するすべての項目にチェックしてください 3.利害関係を有しない者（中立委員）の設置 ＜評価できること＞	中立性・客観性が確保できた	654	38%
	農業以外の知見が加わった	564	33%
	特になし	542	32%
	幅広い人材が登用されるようになった	541	32%
	法律の専門性が高まった	159	9%
	委員会への信用・信頼が高まった	75	4%
Q8. ※該当するすべての項目にチェックしてください 3.利害関係を有しない者（中立委員）の設置 ＜課題となっていること＞	中立委員の役割を發揮できる場面が少ない	725	43%
	役割が不明確	698	41%
	適任者を探せない	483	28%
	中立性の判断がつかない	415	24%
	特になし	387	23%
	農業を知らないため他委員との活動量に差が生じている	250	15%
	農業を知らないため議論に参加できていない	250	15%
	適任者がいない	246	14%
	現場活動に参加しないため他委員との活動量に差が生じている	174	10%
	替わりに農業者の委員を増やしたい	123	7%
Q9. ※該当するすべての項目にチェックしてください 3.利害関係を有しない者（中立委員）の設置 ＜制度改正や運用改善の要望＞	設置を任意にしてほしい	754	44%
	役割や活動内容を明確にしてほしい	504	30%
	中立の要件を明確にしてほしい	471	28%
	特になし	442	26%
	アドバイザー等農業委員ではない立場で参画させてほしい	110	6%

Q10. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックしてください 4.推進委員の設置 <評価できること>	地区担当制が可能になった	407	30%	回答委員会数 1338
	現場活動が強化された	389	29%	
	特になし	385	29%	
	委員総数が増加した	333	25%	
	農業委員の負担が軽減した	280	21%	
	幅広い人材が登用されるようになった	250	19%	
Q11. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックしてください 4.推進委員の設置 <課題となっていること>	農業委員と明確な役割分担ができない	664	49%	回答委員会数 1343
	役割が不明確で分らない	444	33%	
	推進委員の役割が地域に浸透しておらず活動がしにくい	405	30%	
	女性委員が少ない	384	29%	
	推進委員の集まる機会が少ない	304	23%	
	農業委員と立場に違いがあり委員間に溝がある	302	22%	
	活動エリアが広い	265	20%	
	役割を担えるなり手がいない	248	18%	
	適性があるとは思えない人が応募するようになった	160	12%	
	特になし	124	9%	
	財源がないため必要数を設置できない	65	5%	
Q12. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックしてください 4.推進委員の設置 <制度改正や運用改善の要望－推進委員の設置について－>	業務と役割を明確にしてほしい	511	38%	回答委員会数 1339
	農地利用最適化交付金を使いやすくしてほしい	393	29%	
	議決権を持たせてほしい	317	24%	
	設置を任意にしてほしい	305	23%	
	特になし	275	21%	
	推進委員の報酬が農業委員より低いため、農業委員と同額の報酬を義務づけてほしい	143	11%	
	市町村長の任命制にしてほしい	138	10%	
	推進委員の集まる機会を制度化してほしい	125	9%	
	女性枠を設定してほしい	51	4%	
	複数地区を担当できるようにしてほしい	44	3%	

Q13. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックしてください 4.推進委員の設置 <制度改正や運用改善要望-100haに1人の定数基準について->	定数基準の引き下げは必要ない(100haに1人のまま)	917	70%	回答委員会数 1318
	定数基準を市町村の判断で引き下げできるようにしてほしい(50haに1人等)	299	23%	
	定数基準を一律で引き下げてほしい(50haに1人等)	92	7%	
	定数基準を中山間地域や都市的地域のみ引き下げできるようにしてほしい(50haに1人等)	73	6%	
Q14. ※次の設問は推進委員の定数を上限までおいていない場合に回答してください ※該当するすべての項目にチェックしてください 4.推進委員の設置 <定数の上限までおいていない理由>	現在の推進委員数で最適化活動に取り組める	297	49%	回答委員会数 610
	報酬の財源がなく定数の上限まで設置できない	187	31%	
	推進委員の人数が増えすぎると管理が大変になる	176	29%	
	地域の農家が少ないため、なり手がいない	140	23%	
	推進委員の役割が認知されていないため、なり手がいない	122	20%	
	農業委員との立場に違いがあるため、なり手がいない	60	10%	

Q15. ※該当するすべての項目にチェックしてください 5.農地利用の最適化業務の法定化 ＜評価できること＞	農業委員会の業務が明確になった	685	40%
	特になし	611	36%
	農地の確保・有効利用につながる	374	22%
	農業委員・推進委員の意識が高まった	351	21%
	農業委員会の役割が向上した	248	15%
	委員会活動に対する地域の理解が促進した	61	4%
Q16. ※該当するすべての項目にチェックしてください 5.農地利用の最適化業務の法定化 ＜課題となっていること＞	事務局の負担が増加した	997	59%
	農業委員・推進委員の負担が増加した	716	42%
	特になし	399	23%
	市町村の農政担当部局と役割が重複している	393	23%
	活動が農地の集積・集約化に傾倒し過ぎている	363	21%
	市町村の農政担当部局の当該業務への関心が弱まった	81	5%
	業務量が多く総会審議に支障が生じている	79	5%
	市町村や他の農業団体・組織の協力が得られない	46	3%
Q17. ※該当するすべての項目にチェックしてください 5.農地利用の最適化業務の法定化 ＜制度改正や運用改善の要望＞	農地利用最適化交付金の運用改善	596	35%
	やるべき活動をより具体化してほしい	592	35%
	特になし	478	28%
	農業委員・推進委員の役割を明確にしてほしい	449	26%
	かつての農地主事に相当する専門性の高い職員の配置を義務づけてほしい	300	18%
	市町村や他の農業団体・組織の関与を義務づけてほしい	195	11%
	農業委員・推進委員に活動記録簿や活動日誌の提出を義務づけてほしい	101	6%

<p>Q18.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>6.農地の集積・集約化について</p> <p><取り組んでいること></p>	農地所有者の意向把握調査	1,045	61%
	農業委員・推進委員による農地の利用調整やマッチング活動	916	54%
	集落座談会へ農業委員・推進委員として参加	666	39%
	担い手等の耕作者の意向把握調査	626	37%
	人・農地プランや農地中間管理事業などの周知活動	593	35%
	農地中間管理機構への農地の貸借情報の提供	508	30%
	農地の集約化のための調査	358	21%
	農地中間管理機構と連携したその他の取り組み	341	20%
	年齢や後継者の確保状況の地図化	310	18%
	利用調整やマッチング活動のうち、基盤法第15条第1項に基づく農地の利用調整	293	17%
	農地中間管理機構の借受希望者名簿の共有	278	16%
	農業委員・推進委員による農地中間管理機構の率先活用	276	16%
	利用調整やマッチング活動のうち、農地移動適正化あっせん事業の実施	258	15%
	農用地利用集積計画の一括方式の活用	256	15%
	担い手を対象にした意見交換会や相談会の開催	194	11%
	基盤整備事業の活用	183	11%
	基盤法第15条第4項により農用地利用集積計画を定めるよう市町村長に要請	178	10%
	集落座談会（プレゼンテーション方式）の開催（共催を含む）	154	9%
	農地中間管理機構関連農地整備事業の活用	143	8%
	集落営農組織・法人の設立	133	8%
	集落座談会（ワークショップ方式）の開催（共催を含む）	129	8%
	特になし	114	7%
	所有者不明農地の新制度の活用	107	6%
	推進チーム等の設置	104	6%
	農地情報公開システムを農地集積・集約化に活用	102	6%
	モデル地区の設置	95	6%
	作業受委託の実態把握	65	4%
	担い手同士の利用権交換のための意見交換会の開催	34	2%
その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	26	2%	
土地改良法の交換分合の実施	14	1%	

Q20. ※該当するすべての項目にチェックしてください 6.農地の集積・集約化について ＜課題となっていること＞	担い手が不足している（不在を含む）	1,336	78%
	中山間地域のため農地の集積・集約化が進まない	645	38%
	新型コロナウイルスにより活動が行えない	431	25%
	農地所有者の理解が得られない	405	24%
	土地条件が悪いため、基盤整備が進まない	378	22%
	不在地主が農地の集積・集約化の阻害要因となっている	369	22%
	話し合いを設定しても農業者が集まらない	296	17%
	所有者不明農地が農地の集積・集約化の阻害要因となっている	254	15%
	受益者負担があるため、基盤整備が進まない	251	15%
	特定担い手に農地が集中している	232	14%
	話し合いの場を設定できない	218	13%
	担い手以外の農業者が引き受けない	201	12%
	農地中間管理機構との連携が不足している	177	10%
	畑作地帯・園芸地帯のため農地の集積・集約化が進まない	147	9%
	特になし	107	6%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	83	5%
市町村や他の農業団体・組織の協力が得られない	33	2%	
Q22. ※該当するすべての項目にチェックしてください 6.農地の集積・集約化について ＜制度改正や運用改善の要望＞	担い手への支援措置を強化してほしい	881	52%
	担い手の後継者育成・確保を支援してほしい	796	47%
	担い手以外でも農地を維持するための支援をしてほしい	784	46%
	中山間地域など農地集積・集約化が難しい地域に対する支援措置を強化してほしい	625	37%
	農地所有者への支援措置を強化してほしい	576	34%
	受益者負担のない基盤整備の要件を緩和してほしい	493	29%
	担い手となれる対象者を拡大してほしい	372	22%
	基盤整備における担い手要件を緩和してほしい	257	15%
	特になし	218	13%
	市町村や他の農業団体・組織の役割を明記してほしい	185	11%
	推進委員だけでなく、農業委員もあっせん委員になれるようにしてほしい	107	6%
	農地中間管理機構との連携規定（農委法第17条第5項）に農業委員も位置づけてほしい	51	3%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	43	3%

<p>Q24.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>7.遊休農地対策について</p> <p><取り組んでいること></p>	農地パトロール（利用状況調査）	1,698	100%
	利用意向調査	1,516	89%
	非農地通知の発出	609	36%
	利用意向調査の結果に基づく所有者への働きかけや助言	520	31%
	担い手等の耕作者への仲介・あっせん	487	29%
	遊休農地判定（AB分類、1号2号）の研修会・説明会の開催・受講	426	25%
	新規就農者への仲介・あっせん	368	22%
	非農地判定の会議・打ち合わせの開催・受講	350	21%
	委員による遊休農地の再生	225	13%
	農地パトロール（利用状況調査）でのタブレット端末等の活用	134	8%
	所有者不明の遊休農地の公示・知事裁定による農地中間管理機構への利用権設定	101	6%
	非農地判定した土地の地目変更登記の手続き	100	6%
	農地以外の廃屋（農業用施設・家屋）などの確認	94	6%
	景観作物の推奨	59	3%
	農作業受託組織との連携	44	3%
	農地パトロール（利用状況調査）でのドローンの活用	31	2%
	鳥獣害対策用の緩衝地帯等の他用途利用の推進	30	2%
	モデル圃場の設置	27	2%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	21	1%
	特になし	18	1%

Q26. ※該当するすべての項目にチェックしてください 7.遊休農地対策について ＜課題となっていること＞	担い手が不足している（不在を含む）	1,268	75%
	所有者が高齢のため解消できない	1,126	66%
	遊休農地を解消しても耕作者がいない	660	39%
	利用意向調査で機構への貸付を希望しても実現しない	657	39%
	不在地主のため解消できない	595	35%
	中山間地域の対応策がない	568	33%
	農業委員会の業務量が多く、行き届いた対策ができない	530	31%
	鳥獣被害に遭うため、解消が進まない	514	30%
	相続人が未登記で意向確認できない	494	29%
	農地所有者の理解が得られない	442	26%
	農振法等により非農地にできない	406	24%
	タブレットやドローンを導入する予算がない	391	23%
	所有者不明農地のため解消できない	340	20%
	市町村で活用できる解消対策の予算がない	329	19%
	相続人は登記されているが、共有者が多数で意向確認に時間がかかる	207	12%
	特になし	100	6%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	68	4%
市町村や他の農業団体・組織の協力が得られない	41	2%	
Q28. ※該当するすべての項目にチェックしてください 7.遊休農地対策について ＜制度改正や運用改善の要望＞	非農地判断の基準を明確にしてほしい	650	38%
	荒廃農地調査を利用状況調査に統合して一本化してほしい	639	38%
	利用意向調査で機構への貸付を希望した場合は、すべて機構が借り受けるように義務づけてほしい	597	35%
	遊休農地対策の制度が複雑であり、もっと簡易な仕組みにしてほしい	550	32%
	補助事業からタブレットやドローンへ支出できるようにしてほしい	476	28%
	農地中間管理機構の借受対象を拡大してほしい	395	23%
	荒廃農地等利活用促進交付金を復活してほしい	360	21%
	機構の借受が限定的なままであれば、意見照会の業務を簡素化してほしい	347	20%
	農業委員会で地目変更の嘱託登記できるようにしてほしい	327	19%
	利用状況調査の実施時期を変更してほしい	229	13%
	特になし	222	13%
	農業委員会を実施主体とする遊休農地解消の事業を創設してほしい	199	12%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	55	3%

<p>Q30.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>8.新規就農について</p> <p><取り組んでいること></p>	新規就農希望者への相談対応	1,109	65%
	市町村の担当部局へつなぐ	1,052	62%
	農地所有者の紹介・仲介	595	35%
	農地情報の提供	547	32%
	農地中間管理機構の紹介	477	28%
	就農候補地の紹介や利用調整	474	28%
	農地の下限面積の引き下げ	468	27%
	農業委員会が農業次世代人材投資事業（経営開始型）のサポートチームに参加	266	16%
	就農相談会等への参加	230	14%
	農業委員・推進委員が新規就農者の世話役を担当（就農後）	215	13%
	農業委員・推進委員が新規就農者の世話役を担当（就農前）	210	12%
	都道府県新規就農相談センターとの連携	175	10%
	農地ナビシステムの紹介	172	10%
	農地付き空き家の紹介	157	9%
	農業委員会は農地の利用調整やマッチングのみで、その他のことは他の期間・団体が行っている	138	8%
	営農指導等の経営相談	104	6%
	特になし	87	5%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	35	2%

<p>Q32.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>8.新規就農について</p> <p><課題となっていること></p>	就農希望者にあっせんできる農地が少ない	665	39%
	相談対応のノウハウがない	539	32%
	相談者の営農技術が分からない	404	24%
	特になし	307	18%
	相談がない	307	18%
	希望する品目や栽培方法との適合が難しい	289	17%
	農地を貸してくれる人がいない	184	11%
	田舎暮らしを希望している場合との区別ができない	166	10%
	忙しく相談対応ができない	118	7%
	農地中間管理機構と連携できていない	105	6%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	87	5%
	他の農業団体・組織と連携できていない	73	4%
	都道府県新規就農相談センターと連携できていない	56	3%
	市町村と連携できていない	42	2%
	委員の協力が得られない	17	1%
<p>Q34.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>8.新規就農について</p> <p><制度改正や運用改善の要望></p>	相談対応マニュアルを作成してほしい	730	43%
	特になし	531	31%
	市町村や地域の関係機関・団体との役割分担を明確にしてほしい	432	25%
	農業委員会の役割は農地の利用調整やマッチングのみと整理してほしい	383	23%
	農地中間管理機構との役割分担を明確にしてほしい	193	11%
	新規就農地の団地化等の環境整備をしてほしい	155	9%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	31	2%

<p>Q36.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>9.企業の農業参入支援について</p> <p><取り組んでいること></p>	特になし	945	56%
	都道府県や市町村との連携	451	26%
	農地所有者の紹介・仲介	289	17%
	就農候補地の紹介や利用調整	281	17%
	農地中間管理機構との連携	185	11%
	地域との話し合いの場の設定	81	5%
	営農指導等の経営相談	38	2%
	参入フェア等への出席	34	2%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	19	1%
<p>Q38.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>9.企業の農業参入支援について</p> <p><課題となっていること></p>	適正な農地利用や撤退への不安がある	628	37%
	受け入れ可能な農地が少ない	564	33%
	相談対応のノウハウがない	539	32%
	相談がない	504	30%
	特になし	341	20%
	地域の拒否感が強い	159	9%
	農地を貸してくれる人がいない	151	9%
	忙しく相談対応できない	83	5%
	農地中間管理機構と連携できていない	56	3%
	他の農業団体・組織と連携できていない	51	3%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	34	2%
	都道府県と連携できていない	33	2%
	市町村と連携できていない	33	2%
	委員の協力が得られない	8	0%
<p>Q40.</p> <p>※該当するすべての項目にチェックしてください</p> <p>9.企業の農業参入支援について</p> <p><制度改正や運用改善の要望></p>	特になし	763	45%
	相談窓口を県で一本化してほしい	666	39%
	県や市町村との役割分担を明確にほしい	431	25%
	農地中間管理機構との役割分担を明確にほしい	156	9%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	25	1%

Q42. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当する1つの項目にチェックしてください 10.農業委員と推進委員の連携について <推進委員の総会出席>	必ず総会に出席する	715	53%	回答委員会数 1345
	総会に出席しない	278	21%	
	担当地区に審議案件がある場合は推進委員の参加を求めている	222	17%	
	総会参加は自由に行っている	134	10%	
Q43. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当する1つの項目にチェックしてください 10.農業委員と推進委員の連携について <現場活動>	すべての現場活動を農業委員と推進委員が一緒に行っている	838	62%	回答委員会数 1343
	農地パトロール（利用状況調査）等一部の現場活動に農業委員が参加している	461	34%	
	推進委員のみで現場活動している	48	4%	
Q44. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックをしてください 10.農業委員と推進委員の連携について <連携のための取り組み>	両委員が合同で地域別の班やチーム等を設置している	579	43%	回答委員会数 1345
	特になし	331	25%	
	委員それぞれの活動状況を委員会全体で共有している	301	22%	
	全員参加の意見交換会や活動報告会を定期的に開催している	250	19%	
	全員参加の意見交換会や活動報告会を不定期に開催している	231	17%	
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	34	3%	
Q46. ※推進委員を設置していない農業委員会は無回答としてください ※該当するすべての項目にチェックをしてください 10.農業委員と推進委員の連携について <課題となっていること>	特になし	660	49%	回答委員会数 1345
	農業委員・推進委員の全員で集まる機会が少ない	365	27%	
	農業委員・推進委員の全員の情報交換・情報共有がなかなかできない	328	24%	
	うまく連携できていない	152	11%	
	委員数が少なく役割分担できない	99	7%	
	立場に不満な推進委員が多い	79	6%	
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	43	3%	
	農委法で農地中間管理機構との連携規定が推進委員のみとなっていることが連携に支障となっている	22	2%	
	農業委員が現場活動を嫌がる	15	1%	

<p>Q48.</p> <p>※農地利用最適化の指針を定めている農業委員会は無回答としてください</p> <p>※該当するすべての項目にチェックをしてください</p> <p>1 1.農委法第7条による「農地利用最適化の指針」を定めていない理由</p>	指針の策定が法律上必須ではないため	169	45%	<p>回答委員会数</p> <p>373</p>
	農地利用最適化交付金の活用を予定していないため	135	36%	
	農委法第37条による活動計画を定めているため	95	25%	
	農地利用の最適化が既に進んでいるため	29	8%	
	活動方針を別途定めているため	22	6%	
<p>Q49.</p> <p>1 2.意見の提出（農業委員会法第38条に基づく農地等利用最適化推進施策の改善意見）について</p> <p><実施の有無について>（実施した年度）</p>	平成28年度	306	18%	
	平成29年度	361	21%	
	平成30年度	360	21%	
	令和元年度	359	21%	
	実施していない	1,070	63%	
<p>Q50.</p> <p>※該当する1つの項目にチェックしてください</p> <p>1 2.意見の提出（農業委員会法第38条に基づく農地等利用最適化推進施策の改善意見）について</p> <p>（1）4年間で1回でも実施している場合</p> <p><意見に対する回答></p>	あった	313	57%	回答委員会数
	なかった	235	43%	548

Q53. ※該当する1つの項目にチェックしてください 13.農業委員会の予算（運営経費）について ＜新制度移行前と比較した現在の状況＞	増えた	671	39%
	減った	229	13%
	変わらない	760	45%
Q54. ※該当する1つの項目にチェックしてください 13.農業委員会の予算（運営経費）について ＜新制度移行前と比較した市町村費の状況＞	増えた	579	34%
	減った	254	15%
	変わらない	833	49%
Q55. ※該当するすべての項目にチェックしてください 13.農業委員会の予算（運営経費）について ＜不足している予算＞	タブレット端末の導入等活動の効率化に関する予算	753	44%
	特になし	588	35%
	事務局職員（非常勤職員・会計年度任用職員等を含む）に充てる予算	373	22%
	農業委員の報酬に充てる予算	292	17%
	推進委員の報酬に充てる予算	279	16%
	研修会等の開催に関する予算	205	12%
	農地利用の最適化を推進する予算	201	12%
	総会等の運営に関する予算	94	6%
その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	49	3%	

<p>Q57. ※該当するすべての項目にチェックをしてください</p> <p>14.コロナ禍での総会運営について ＜取り組んでいること・取り組んだこと＞</p>	広い会場を借りて開催している・した	862	51%
	感染に気をつけつつ通常通り開催	849	50%
	事前に議案を配る等の工夫をして短時間で開催している・した	622	37%
	出席者数を減らして開催している・した	540	32%
	開催を延期している・した	76	4%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	61	4%
	Web等により集まらずに開催している・した	11	1%
<p>Q59. ※該当するすべての項目にチェックをしてください</p> <p>14.コロナ禍での総会運営について ＜課題となっていること＞</p>	特になし	756	44%
	機器や設備が整わずWeb会議ができない	621	36%
	出席者の操作に不安がありWeb会議ができない	478	28%
	広い会場が確保できない	336	20%
	セキュリティーの問題でWeb会議ができない	151	9%
	総会延期に申請者の理解が得られない	131	8%
	個人情報保護条例等により議案を持ち出せない	58	3%
	その他（自由記述、次の設問にてご記入ください）	44	3%
	参集しての開催に委員の理解が得られない	21	1%
	参集しての開催に市町村の理解が得られない	15	1%
<p>Q61. ※該当する1つの項目にチェックしてください</p> <p>15.農業委員会法第16条に基づく部会の設置の有無</p>	設置している	247	15%
	設置していない	1,432	84%